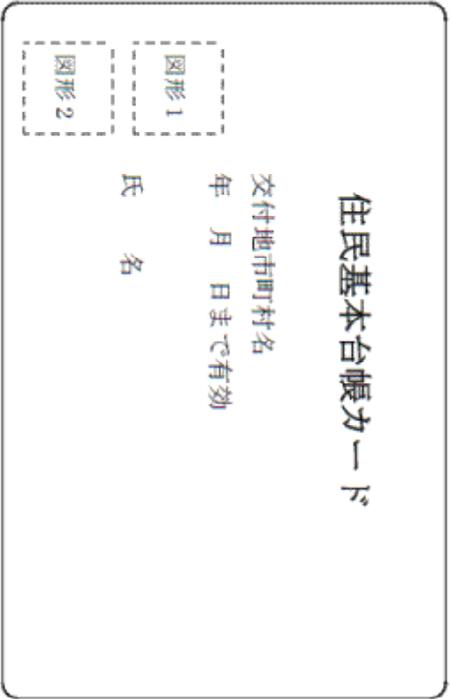
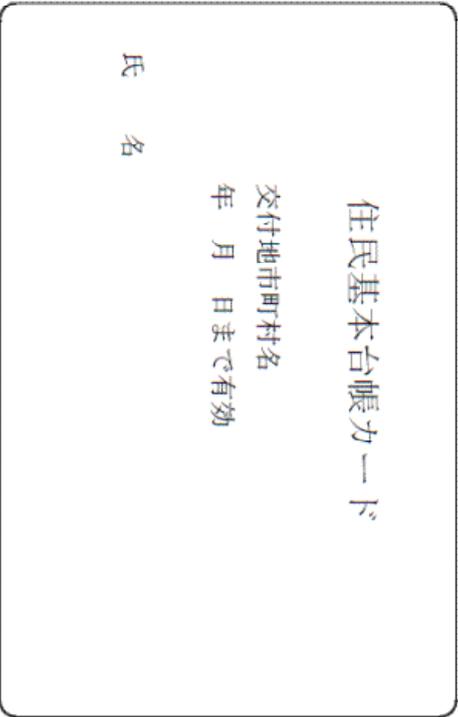


住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別記様式第1（第38条関係）</p>  <p>備考1 大きさは 縦53.92mm以上54.03mm以下 横85.47mm以上85.72mm以下とする</p> <p>2 半導体集積回路を組み込む</p> <p>3 裏面には追記欄を設ける</p> <p>4 様式中「図形1」の部分については 別紙図形を用いること</p> <p>5 様式中「図形2」の部分については 総務大臣が定める技術的基準によるものとする</p> <p>6 その他 必要があるときは 所要の変更又は調整を加えることができる</p>	<p>別記様式第1（第38条関係）</p>  <p>備考1 大きさは 縦53.92mm以上54.03mm以下 横85.47mm以上85.72mm以下とする</p> <p>2 半導体集積回路を組み込む</p> <p>3 裏面には追記欄を設けることができる</p> <p>4 必要があるときは 所要の変更又は調整を加えることができる</p>

住民基本台帳カード

交付地市町村名

年 月 日まで有効

生年月日 性別

氏 名 住 所

図形 1

図形 2

写
真

備考 1 大きさは 縦53.92mm以上54.03mm以下 横85.47mm以上85.72mm以下

- 2 半導体集積回路を組み込むとする
- 3 裏面には追記欄を設ける
- 4 様式中「図形1」の部分については 別紙図形を用いること
- 5 様式中「図形2」の部分については 総務大臣が定める技術的基準によるものとする
- 6 その他 必要があるときは 所要の変更又は調整を加えることができる

住民基本台帳カード

交付地市町村名

年 月 日まで有効

生年月日 性別

氏 名 住 所

写
真

備考 1 大きさは 縦53.92mm以上54.03mm以下 横85.47mm以上85.72mm以下

- 2 半導体集積回路を組み込むとする
- 3 裏面には追記欄を設けることができる
- 4 必要があるときは 所要の変更又は調整を加えることができる

別紙図形（別記様式第1及び別記様式第2関係）

（新規）



- 備考 1 大きさは 縦7.42mm横8.87mmとする
- 2 その他 住民基本台帳カードの偽造を防止するための技術を施した
ものとする